

千葉市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、千葉市が認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）を設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う。また、必要に応じて診断後等の日常生活支援を実施することにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は千葉市とし、市長が指定した病院又は診療所に委託して事業を行うものとする。ただし、当該病院又は診療所は、事業の内容に応じて、その一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

(指定)

第3条 市長は、センターの指定を受けようとする病院等のうち、第4条に定める設置基準を満たし、適切と認められるものについて、期間を定めセンターに指定することができる。

2 センターの指定を受けた者が、指定期間が満了してもなお継続してセンターの指定を受けようとするときは、市長が指定する日までに市長が別途定める書類を添付して更新申請を行うものとする。

3 市長は、前項の申請があった場合、第4条に定める設置基準を満たし、適切と認められるものについて更新することができる。

4 センターの指定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 病院等の名称又は所在地の名称地番に変更があったとき。

(2) 管理者に変更があったとき。

(3) 他の医療機関との連携体制に変更があったとき。

(4) その他、指定申請事項に変更があったとき。

5 センターの指定を受けた者は、指定を辞退しようとするときは、センターの運営を中止する日の属する月の前々月末日までに、その理由を付して市長に届け出るものとする。

6 市長は、センターが第4条に定める設置基準を満たさなくなったとき、又は前項の届出があったときは、センターの指定を取り消すことができる。

なお、指定を取消した場合は、当該病院等との委託契約を解除するものとする。

7 指定期間は原則として5年とする。

(設置基準)

第4条 センターは平日、週5日の稼働を原則とし、以下の基準を満たすものとする。

(1) 地域型

ア 専門医療機関としての要件

(ア) 医療相談室を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その体制が確保されていること。

(イ) 人員配置について、以下のaからcを満たしていること。

a 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

b 専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

c 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、専門医療施設との調整、地域包括支援センター（千葉市あんしんケアセンター、以下「あんしんケアセンター」という。）との連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従であんしんケアセンターとの連絡調整業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、あんしんケアセンターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

(ウ) 検査体制について、以下のa及びbを満たしていること。

a 鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。

ただし、磁気共鳴画像装置（MRI）を有していない場合は、それを活用できる体制（他の医療機関との連携体制を含む。）が整備されていること。

b コンピュータ断層撮影装置（CT）については、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療提供を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがコンピュータ断層撮影装置（CT）を有しているものとみなすこととする。

また、上記に加え、脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制を含む。）が整備されていること。

(エ) 認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、

以下の a 又は b のいずれかを満たしていること。

- a 認知症疾患の周辺症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院であり、重篤な身体合併症に対して、入院治療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること。
- b 身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症疾患の周辺症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること。

イ 地域連携推進機関としての要件

(ア) 地域の連携体制強化のため、千葉県医師会・千葉市医師会などの保健医療関係者、あんしんケアセンターなど介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された認知症疾患医療連携協議会を組織し、地域の認知症に関する支援体制づくりに関する検討等を行うほか、地域への認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発等を必要に応じて行うほか、地域住民からの認知症に関する一般相談対応等を行うこと。

(イ) 都道府県又は指定都市が実施する認知症サポート医養成研修や、かかりつけ医等に対する研修の実施状況等を踏まえつつ、こうした認知症医療従事者に対する研修や、あんしんケアセンター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。

また、地域の連携体制強化のための認知症疾患医療連携協議会を組織し、開催していること。

(2) 診療所型

ア 専門医療機関としての要件

(ア) 専門医療相談が実施できる体制が確保されていること。

(イ) 人員配置について、以下の a 及び b を満たしていること。

a 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

b 認知症の専門医療相談や神経心理検査等について一定程度の知識及び技術を修得している者である看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等が1名以上配置されていること。

(ウ) 鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）、磁気共鳴画像装置（MRI）及び脳血流シンチグラフィ（SPECT）を他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）により活用できる体制が整備されていること。

(エ) 認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病院又は精神科病院との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を確保していること。

イ 地域連携推進機関としての要件

(1) イと同様の要件を満たすこと。なお、地域型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合においては、この限りではない。

(事業内容)

第5条 センターの事業内容は次のとおりとする。

(1) 専門的医療機能

ア 鑑別診断とそれに基づく初期対応

- (ア) 初期診断
- (イ) 鑑別診断
- (ウ) 治療方針の選定
- (エ) 入院先紹介

イ 周辺症状と身体合併症への急性期対応

- (ア) 周辺症状・身体合併症の初期診断・治療（急性期入院医療を含む。）
- (イ) 周辺症状及び身体合併症の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報を把握

ウ 専門医療相談

- (ア) 初診前医療相談
 - a 患者家族等の電話・面談
 - b 医療機関等紹介
- (イ) 情報収集・提供
 - a 保健所、福祉事務所等との連絡調整
 - b あんしんケアセンターとの連絡調整
 - c 認知症初期集中支援チームとの連絡調整

(2) 地域連携拠点機能

ア 認知症疾患医療連携協議会の設置及び運営

千葉県医師会・千葉市医師会などの保健医療関係者、あんしんケアセンター、認知症初期集中支援チームなどの介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された協議会の設置及び運営

イ 研修会の開催

地域の認知症医療従事者に対する研修や、あんしんケアセンター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修の開催及び他の主体の実施する認知症医療に関する研修への協力等

(3) 日常生活支援機能

(1) 及び(2)を実施するほか、認知症の人や家族が、診断後に円滑な日常生活を過ごせるよう、かかりつけ医等の医療機関やあんしんケアセンター等地

域の関係機関と連携の上、以下の取り組みを行う。

ア 診断後の認知症の人や家族に対する相談支援

診断後等、認知症の人や家族における、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の必要と認められる能力を有する専門的職員を認知症疾患医療センターに配置し、日常生活を円滑に送るための相談支援を実施

イ 当事者等によるピア活動や交流会の開催

既に認知症と診断された当事者による、ピアカウンセリングなどピアサポート活動の実施

(実績報告)

第6条 センターは、別途定める月間の実績を、実績報告書により各四半期終了後、翌月15日までに市長あて報告するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めのない事項については、別途、保健福祉局長がこれを定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。